

議員提出議案第3号

藤岡市議会会議規則の一部改正について

藤岡市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成19年3月16日提出

平成19年3月16日可決

提出者	山田 朱美	賛成者	神田 省明	賛成者	石井 竹則	賛成者	阿野 行男
賛成者	木村 喜徳	〃	稲垣 一秀	〃	岩崎 和則	〃	櫻井 利雄
〃	大久保協城	〃	平野 元久	〃	青柳 正敏	〃	三好 徹明
〃	西井 左近	〃	湯井 廣志	〃	佐藤 淳	〃	清水 保三
〃	冬木 一俊	〃	茂木 光雄	〃	松本啓太郎	〃	安田 肇
〃	橋本 新一	〃	久保 信夫	〃	針谷 賢一	〃	片山 喜博
〃	坂本 忠幸	〃	斉藤千枝子	〃	大戸 敏子	〃	永井 孝男
〃	反町 清	〃	櫻井 定男	〃	隅田川徳一	〃	串田 武
〃	塩原 吉三	〃	堀口 昌宏				

藤岡市議会規則第 号

藤岡市議会会議規則の一部を改正する規則

藤岡市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（議案の提出）

第14条 議員が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては賛成者2人以上とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出するときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

2 委員会が提出した議案につき前項の許可又は承認を求めるときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第36条第2項中「提出者の説明又は」を「前2項における提出者の説明及び第1項における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特

別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第77条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項第7号中「諸般の報告」を「諸報告」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 委員会報告書及び少数意見報告書

第78条を次のように改める。

(会議録の配付と公開)

第78条 会議録は、議員及び関係者等に配付(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)するなど、広く一般に公開する。

第80条を次のように改める。

(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、3人とし、議長が会議において指名する。

第95条中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改める。

第106条第2項中「第61条」を「第65条」に改める。

第107条中「第36条第2項」を「第36条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。